

平成 29 年度北九州市食品衛生監視指導計画  
～平成 28 年度計画からの主な変更点～

項目	変更点
新表示基準に関する啓発指導事業 【新規事業】 【9 ページ】	食品表示法で新たに表示基準が定められたため、表示適正化のための事業を新規事業としてあげました。生鮮食品については猶予期間が終了したため重点的に監視指導を行い、加工食品と食品添加物についても猶予期間の平成 32 年 3 月までに新表示へ移行できるよう適切な助言等を行うこととしました。
獣畜等の処理の適正確保事業 【9 ～ 10 ページ】	平成 29 年度から BSE の検査対象が見直しの予定であるため、制度変更により見直される可能性がある旨を追加しました。
アレルギー物質混入防止対策事業 【10 ページ】	食物アレルギーについて食品関連事業者等に理解を深めてもらうため、講習会等を通じて周知することを追加しました。
魚介類等の衛生対策事業 【10 ～ 11 ページ】	フグの食中毒防止として、一般市民に対してフグの素人調理防止の注意喚起と啓発を実施することを追加しました。
農産物の安全性確保事業 【11 ページ】	全国的に有毒植物の誤食を起因とする食中毒事例等が多発していることから、注意喚起や監視指導により未然防止に努めることを追加しました。
食品等事業者に対する危害分析重要管理点方式 (HACCP) 導入の推進 【16 ページ】	優先度が高い業種について、具体的な内訳を追加しました。また、優先度が低い業種への対応についても追加しました。